

集団的自衛権の行使容認に反対する会長声明

- 1 日本国憲法第9条第1項は「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」と定め、これを受け同条第2項は「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と定める。
- 2 近時、集団的自衛権の行使を容認する方向での議論が存在するところ、釧路弁護士会は、2013（平成25）年12月17日「集団的自衛権の容認及び国家安全保障基本法案の国会提出に反対する会長声明」を發表し、これに反対する意見を示した。しかし、安倍晋三内閣総理大臣は2014（平成26）年2月20日の衆議院予算委員会において、集団的自衛権の行使容認に向けた憲法解釈の変更を「閣議決定する方向になる」と答弁し、閣議決定にて解釈変更を行う考え方を明らかにしている。
- 3 集団的自衛権とは、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利のことである。すなわち、集団的自衛権の行使の実質は、他国の防衛のために武力行使を行うことにある。
- 4 憲法前文及び第9条が平和主義の理念を掲げた趣旨は、第2次世界大戦の悲惨な体験を踏まえ、戦争についての深い反省に基づいて、戦争と戦力の放棄を将来にわたって宣言したことにある。文言としても、第9条第1項は「武力の行使」を放棄し、かつ、同条第2項で「交戦権」を認めないものとしている。しかるに、自国民の生命及び財産が危機に瀕していない状況における武力行使を容認することは、我が国を無用な武力紛争に巻き込む危険を高めるものであり、戦争否定の態度を打ち出した憲法第9条の趣旨に反する事態を招く恐れがある。そして、このような状況において武力を行使することは、国際紛争を解決する手段としての武力行使そのものであり、この点でも憲法前文、憲法第9条第1項に反するものである。
- 5 なお、いわゆる砂川事件における最高裁判所判決は集団的自衛権の行使の可否には言及しておらず、同判決はこれを容認する根拠となるものではない。
- 6 よって、当会は、集団的自衛権の行使を容認することに反対する。

2014（平成26）年5月3日

釧路弁護士会

会長 那知 哲